



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

条 例	頁
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1	

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第 9 号)

##### 1 改正の理由及び主な内容

- (1) 宮崎県工業技術センター及び宮崎県機械技術センターにおける機器の追加等に伴い、使用料の新設等を行うこととしました。
- (2) 喀痰吸引等研修手数料を廃止することとしました。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正等に伴い、手数料の新設等を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

### 条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第 9 号

##### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 使用料及び手数料徴収条例 (平成 12 年宮崎県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第 2 項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第 2 項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。
(1)～(144)の 10 [略]	(1)～(144)の 10 [略]
<u>(144)の 11 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 2 項の規定に基づく喀痰吸引等研修の実施 喀痰吸引等研修手数料</u>	<u>(144)の 11 削除</u>
(144)の 12～(162) [略]	(144)の 12～(162) [略]
(163) 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) <u>第 52 条第 1 項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査 飲食店営業等許可申請手数料</u>	(163) 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) <u>第 55 条第 1 項の規定に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査 飲食店営業等許可申請手数料</u>
(164)～(181) [略]	(164)～(181) [略]
<u>(182) 食品等取扱条例 (昭和 26 年宮崎県条例第 21 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく営業等の登録 食品等取扱登録手数料</u>	<u>(182)から(184)まで 削除</u>

- (183) 食品等取扱条例第3条第5項の規定に基づく登録の更新  
食品等取扱業登録更新手数料
- (184) 食品等取扱条例第5条第2項の規定に基づく証票、鑑札又は合格証の再交付 食品等取扱業証票等再交付手数料
- (185) ふぐ取扱条例 (昭和33年宮崎県条例第29号) 第9条第2項の規定に基づく免許証の交付 ふぐ処理師免許証交付手数料
- (186) ふぐ取扱条例第9条第3項の規定に基づく免許証の再交付又は書換え ふぐ処理師免許証の再交付又は書換え手数料
- (187) ふぐ取扱条例第10条の規定に基づくふぐ処理師試験の実施 ふぐ処理師試験手数料
- (187)の2 ふぐ取扱条例第18条第1項の規定に基づくふぐ処理営業認証書の交付 ふぐ処理営業認証書交付手数料
- (187)の3 ふぐ取扱条例第18条第3項の規定に基づくふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え ふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え手数料
- (188)～(194) [略]

(194)の2～(194)の7 [略]

(195)～(452)の11 [略]

(452)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(452)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(452)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(452)の15・(453) [略]

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]					
9 工業 技術セ ンター 、食品 開発セ	[略]				[略]
	金	[略]			
	属	雑音電界強度	同	1,350円	
	加	測定器			
	工	雑音端子電圧	同	1,570円	

- (185) 宮崎県ふぐ取扱条例 (昭和33年宮崎県条例第29号) 第9条第2項の規定に基づく免許証の交付 ふぐ処理師免許証交付手数料
- (186) 宮崎県ふぐ取扱条例第9条第3項の規定に基づく免許証の再交付又は書換え ふぐ処理師免許証の再交付又は書換え手数料
- (187) 宮崎県ふぐ取扱条例第10条の規定に基づくふぐ処理師試験の実施 ふぐ処理師試験手数料
- (187)の2 宮崎県ふぐ取扱条例第16条第1項の規定に基づくふぐ処理営業認証書の交付 ふぐ処理営業認証書交付手数料
- (187)の3 宮崎県ふぐ取扱条例第16条第3項の規定に基づくふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え ふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え手数料
- (188)～(194) [略]

(194)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第63号。次号において「一部改正法」という。) 附則第12条第7項の規定により同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法第2条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 地域連携薬局認定申請手数料

(194)の3 一部改正法附則第12条第7項の規定により同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法第2条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

(194)の4～(194)の9 [略]

(195)～(452)の11 [略]

(452)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(452)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(452)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(452)の15・(453) [略]

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]					
9 工業 技術セ ンター 、食品 開発セ	[略]				[略]
	金	[略]			
	属	雑音電界強度	同	1,895円	
	加	測定器			
	工	雑音端子電圧	同	1,775円	

ンター 及び機 械技術 センター 使用 料	機 械 器 具	測定器			
		雑音電力測定器	同	1,540円	
		[略]			
		リバースモデリングシステム	[略]		
		[略]			
		3D-CAD・CAM・CAE	[略]		
		[略]			
		[略]			
		[略]			
		[略]			
15 ひな もり台 県民ふ れあい の森オ ートキ ャンプ 場使用 料	宿 泊 使 用 一 時 使 用	[略] トレーラーハ ウス	1台1回 につき	14,600円	[略]
		[略] トレーラーハ ウス	1台1回 につき	7,300円	[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]

別表第2 (第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
	[略]			
143 介 護支援 専門員 実務研 修受講 試験手 数料		1件につ き	9,300円	
	[略]			
144の11 略痰 吸引等 研修手 数料		1件につ き	22,000円	
	[略]			
163 飲 食店営	飲食店営業 (1) 常時営業			

ンター 及び機 械技術 センター 使用 料	機 械 器 具	測定器			
		雑音電力測定器	同	1,860円	
		[略]			
		リバースモデリングシステム	[略]		
		スーパーイメ ージ炬	同	2,130円	
		ハイスピード カメラ	同	1,325円	
		X線CT装置	同	5,935円	
		CTデータ解 析ソフト	同	3,510円	
		[略]			
		3D-CAD ・CAM・C AE	[略]		
	高精度三次元 形状測定機	同	2,175円		
	EDS付き低 真空走査電子 顕微鏡	同	2,510円		
	[略]				
15 ひな もり台 県民ふ れあい の森オ ートキ ャンプ 場使用 料	宿 泊 使 用 一 時 使 用	[略] キャビンD	同	12,200円	[略]
		[略] キャビンD	同	6,100円	[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]

別表第2 (第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
	[略]			
143 介 護支援 専門員 実務研 修受講 試験手 数料		1件につ き	9,800円	
	[略]			
144の11 削除				
	[略]			
163 飲 食店営	飲食店営業 (1) 常時営業	1件につ	17,000円	

業等許可申請手数料	ア 新規許可の場合	1件につき	16,000円		業等許可申請手数料	(2) 祝祭日等における臨時営業	き	同	3,000円	
	イ 許可更新の場合	同	12,800円			調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	同	同	9,600円	
	(2) 祝祭日等における臨時営業	同	2,100円			食肉販売業	同	同	10,200円	
	喫茶店営業					魚介類販売業	同	同	10,200円	
	(1) (2)以外の営業					魚介類競り売り営業	同	同	23,000円	
	ア 新規許可の場合	同	9,600円			集乳業	同	同	10,200円	
	イ 許可更新の場合	同	8,600円			乳処理業	同	同	23,000円	
	(2) 削水のみ					特別牛乳搾取処理業	同	同	23,000円	
	ア 新規許可の場合	同	4,500円			食肉処理業	同	同	23,000円	
	イ 許可更新の場合	同	2,600円			食品の放射線照射業	同	同	23,000円	
	菓子製造業					菓子製造業	同	同	17,000円	
	(1) (2)及び(3)以外の常時営業					アイスクリーム類製造業	同	同	17,000円	
	ア 新規許可の場合	同	14,000円			乳製品製造業	同	同	23,000円	
	イ 許可更新の場合	同	12,100円			清涼飲料水製造業	同	同	23,000円	
(2) 回転焼のみの営業				食肉製品製造業	同	同	23,000円			
ア 新規許可の場合	同	7,900円		水産製品製造業	同	同	17,000円			
イ 許可更新の場合	同	7,100円		水雪製造業	同	同	23,000円			
(3) 祝祭日等における臨時営業	同	2,100円		液卵製造業	同	同	23,000円			
あん類製造業				食用油脂製造業	同	同	23,000円			
(1) 新規許可の場合	同	14,000円		みそ又はしょうゆ製造業	同	同	17,000円			
(2) 許可更新の場合	同	12,100円		酒類製造業	同	同	17,000円			
アイスクリーム類製造業				豆腐製造業	同	同	17,000円			
(1) 新規許可の場合	同	14,000円		納豆製造業	同	同	17,000円			
(2) 許可更新の場合	同	12,100円		糖類製造業	同	同	17,000円			
乳処理業				そうざい製造業	同	同	23,000円			
(1) 新規許可の場合	同	21,000円		複合型そうざい製造業	同	同	25,500円			
(2) 許可更新の場合	同	18,300円		冷凍食品製造業	同	同	23,000円			
特別牛乳搾取処理				複合型冷凍食品製造業	同	同	25,500円			
				漬物製造業	同	同	17,000円			
				密封包装食品製造業	同	同	23,000円			
				食品の小分け業	同	同	10,200円			
				添加物製造業	同	同	23,000円			

業																				
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円																		
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円																		
乳製品製造業																				
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円																		
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円																		
集乳業																				
(1) 新規許可 の場合	同	9,600円																		
(2) 許可更新 の場合	同	8,600円																		
乳類販売業																				
(1) (2)以外 の営業																				
ア 新規許可 の場合	同	9,600円																		
イ 許可更新 の場合	同	8,600円																		
(2) 店頭販売 のみの営業																				
ア 新規許可 の場合	同	4,500円																		
イ 許可更新 の場合	同	2,600円																		
食肉処理業																				
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円																		
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円																		
食肉販売業																				
(1) 新規許可 の場合	同	9,600円																		
(2) 許可更新 の場合	同	8,600円																		
食肉製品製造業																				
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円																		
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円																		
魚介類販売業																				
(1) 新規許可 の場合	同	9,600円																		
(2) 許可更新 の場合	同	8,600円																		
魚介類せり売営業																				
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円																		
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円																		
魚肉ねり製品製造																				

業									
(1) 新規許可 の場合	同	16,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	12,800円							
食品の冷凍又は冷蔵業									
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円							
食品の放射線照射業									
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円							
清涼飲料水製造業									
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円							
乳酸菌飲料製造業									
(1) 新規許可 の場合	同	14,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	12,100円							
氷雪製造業									
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円							
氷雪販売業									
(1) 新規許可 の場合	同	14,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	12,100円							
食用油脂製造業									
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円							
マーガリン又はショートニング製造業									
(1) 新規許可 の場合	同	21,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	18,300円							
みそ製造業									
(1) 新規許可 の場合	同	16,000円							
(2) 許可更新 の場合	同	12,800円							

	しょうゆ製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	16,000円 12,800円						
	ソース類製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	16,000円 12,800円						
	酒類製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	16,000円 12,800円						
	豆腐製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	14,000円 12,100円						
	納豆製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	14,000円 12,100円						
	めん類製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	14,000円 12,100円						
	総菜製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	21,000円 18,300円						
	缶詰又は瓶詰食品 製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	21,000円 18,300円						
	添加物製造業 (1) 新規許可 の場合 (2) 許可更新 の場合	同	21,000円 18,300円						
	[略]				[略]				
165	調理師試験手数料	1人につき	6,100円		165	調理師試験手数料	1人につき	6,400円	
	[略]				[略]				
182	食品等取 製造業若しくは販 売業又は集団給食	1件につ き	2,300円		182	削除			

扱業登 録手数 料	行商	同	1,600円					
183 食 品等取 扱業登 録更新 手数料	製造業若しくは販 売業又は集団給食	1件につ き	1,600円		183 削 除			
	行商	同	1,100円					
184 食 品等取 扱業証 票等再 交付手 数料		1件につ き	600円		184 削 除			
[略]				[略]				
194 [略]				194 [略]				
				194の2 地域 連携業 局認定 申請手 数料	1件につ き	11,000円		
				194の3 専門 医療機 関連携 業局認 定申請 手数料	1件につ き	11,000円		
194の2～194の7 [略]				194の4～194の9 [略]				
[略]				[略]				
394 建 築物等 に関する完了 検査申 請手数 料	[略]		1・2 [略] 3 「建築物エ ネルギー消費 性能基準」と は、建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第2条第3号 の建築物エネ ルギー消費性 能基準をいう 。	394 建 築物等 に関する完了 検査申 請手数 料	[略]		1・2 [略] 3 「建築物エ ネルギー消費 性能基準」と は、建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第2条第1項 第3号の建築 物エネルギー 消費性能基準 をいう。	
[略]				[略]				
452の12 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー	[略]	1 当該認定に 併せて建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第30条第2 項の規定によ り建築基準関 係規定に適合	452の12 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー	[略]	1 当該認定に 併せて建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第35条第2 項の規定によ り建築基準関 係規定に適合	



消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「建	するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 [略]	消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「建	するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 [略]
---	--	---	--

<p>建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画」という。)であることを証明する書類の提出がある場合</p>			<p>建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画」という。)であることを証明する書類の提出がある場合</p>		
[略]	[略]		[略]	[略]	
<p>452の13 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定</p>	[略]	<p>1 当該認定に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第</p>	<p>452の13 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定</p>	[略]	<p>1 当該認定に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第</p>

申請手数料		30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 [略]	申請手数料		35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 [略]
452の14 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	[略]	[略]	452の14 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	[略]	[略]

係る技術的審査に適合すると認められた書類（以下「建築物エネルギー消費性能基準適合証等」という。）の提出がある				係る技術的審査に適合すると認められた書類（以下「建築物エネルギー消費性能基準適合証等」という。）の提出がある		
--	--	--	--	--	--	--

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">場合</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table>	場合	[略]	[略]	[略]			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">場合</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table>	場合	[略]	[略]	[略]		
場合	[略]	[略]											
[略]													
場合	[略]	[略]											
[略]													

第 2 条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																											
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(194) [略]</p> <p>(194)の 2 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号。次号において「一部改正法」という。）附則第 12 条第 7 項の規定により同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法第 2 条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 地域連携薬局認定申請手数料</u></p> <p>(194)の 3 <u>一部改正法附則第 12 条第 7 項の規定により同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法第 2 条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 専門医療機関連携薬局認定申請手数料</u></p> <p>(194)の 4～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>納 期</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">2 芸術 劇場使 用料</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">[略] 大練習室</td> <td style="text-align: center;">1 室につ き</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全日</td> <td style="text-align: right;">12,880円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	[略]						2 芸術 劇場使 用料	[略] 大練習室	1 室につ き			[略]	午前	4,290円			午後	4,290円			夜間	4,290円			全日	12,880円			<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(194) [略]</p> <p>(194)の 2 <u>医薬品医療機器等法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査 地域連携薬局認定申請手数料</u></p> <p>(194)の 3 <u>医薬品医療機器等法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 専門医療機関連携薬局認定申請手数料</u></p> <p>(194)の 4～(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>納 期</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center;">2 芸術 劇場使 用料</td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">[略] 大練習室</td> <td style="text-align: center;">1 室につ き</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: right;">4,290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全日</td> <td style="text-align: right;">12,880円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合</td> <td style="text-align: center;">1 室につ き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: right;">6,430円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: right;">6,430円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: right;">6,430円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全日</td> <td style="text-align: right;">19,320円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,000円を超 え 3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合</td> <td style="text-align: center;">1 室につ き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: right;">9,650円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: right;">9,650円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: right;">9,650円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全日</td> <td style="text-align: right;">28,980円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合</td> <td style="text-align: center;">1 室につ き</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: right;">10,720円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: right;">10,720円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	[略]						2 芸術 劇場使 用料	[略] 大練習室	1 室につ き			[略]	午前	4,290円			午後	4,290円			夜間	4,290円			全日	12,880円			1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1 室につ き				午前	6,430円			午後	6,430円			夜間	6,430円			全日	19,320円			2,000円を超 え 3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1 室につ き				午前	9,650円			午後	9,650円			夜間	9,650円			全日	28,980円			3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合	1 室につ き				午前	10,720円			午後	10,720円		
使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考																																																																																																																							
[略]																																																																																																																												
2 芸術 劇場使 用料	[略] 大練習室	1 室につ き			[略]																																																																																																																							
		午前	4,290円																																																																																																																									
		午後	4,290円																																																																																																																									
		夜間	4,290円																																																																																																																									
		全日	12,880円																																																																																																																									
使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考																																																																																																																							
[略]																																																																																																																												
2 芸術 劇場使 用料	[略] 大練習室	1 室につ き			[略]																																																																																																																							
		午前	4,290円																																																																																																																									
		午後	4,290円																																																																																																																									
		夜間	4,290円																																																																																																																									
		全日	12,880円																																																																																																																									
		1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1 室につ き																																																																																																																									
		午前	6,430円																																																																																																																									
		午後	6,430円																																																																																																																									
		夜間	6,430円																																																																																																																									
		全日	19,320円																																																																																																																									
		2,000円を超 え 3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	1 室につ き																																																																																																																									
		午前	9,650円																																																																																																																									
午後	9,650円																																																																																																																											
夜間	9,650円																																																																																																																											
全日	28,980円																																																																																																																											
3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合	1 室につ き																																																																																																																											
午前	10,720円																																																																																																																											
午後	10,720円																																																																																																																											

							夜間 全日	10,720円 32,200円
中練習室	1室につき	午前 午後 夜間 全日	2,720円 2,720円 2,720円 8,170円		中練習室	入場料等を徴収しない場合	1室につき	
						又は 1,000円	午前	2,720円
						以下の入場料等を徴収する場合	午後	2,720円
							夜間	2,720円
						全日	8,170円	
						1,000円を超え 2,000円以下	1室につき	
						下の入場料等を徴収する場合	午前	4,080円
							午後	4,080円
							夜間	4,080円
						全日	12,250円	
						2,000円を超え 3,000円以下	1室につき	
						下の入場料等を徴収する場合	午前	6,120円
							午後	6,120円
							夜間	6,120円
						全日	18,380円	
						3,000円を超える入場料等を徴収する場合	1室につき	
							午前	6,800円
							午後	6,800円
							夜間	6,800円
						全日	20,420円	
小練習室	1室につき	午前 午後 夜間 全日	1,040円 1,040円 1,040円 3,140円		小練習室	入場料等を徴収しない場合	1室につき	
						又は 1,000円	午前	1,040円
						以下の入場料等を徴収する場合	午後	1,040円
							夜間	1,040円
						全日	3,140円	
						1,000円を超え 2,000円以下	1室につき	
						下の入場料等を徴収する場合	午前	1,560円
							午後	1,560円
							夜間	1,560円
						全日	4,710円	
						2,000円を超え 3,000円以下	1室につき	
						下の入場料等を徴収する場合	午前	2,340円
							午後	2,340円
							夜間	2,340円
						全日	7,060円	
						3,000円を超える入場料等を徴収する場合	1室につき	
							午前	2,600円
							午後	2,600円
							夜間	2,600円
						全日	7,850円	
和室	午前 午後 夜間 全日	3,240円 3,240円 3,240円 9,740円			和室	入場料等を徴収しない場合	午前	3,240円
						又は 1,000円	午後	3,240円
						以下の入場料	夜間	3,240円
							全日	9,740円

						等を徴収する 場合		
						1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	午前 午後 夜間 全日	4,860円 4,860円 4,860円 14,610円
						2,000円を超 え 3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	午前 午後 夜間 全日	7,290円 7,290円 7,290円 21,910円
						3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合	午前 午後 夜間 全日	8,100円 8,100円 8,100円 24,350円
	ミーティングルー ム	午前 午後 夜間 全日	2,200円 2,200円 2,200円 6,600円			ミ ニ テ ィ ン グ ル ム 入場料等を徴 収しない場合 又は 1,000円 以下の入場料 等を徴収する 場合	午前 午後 夜間 全日	2,200円 2,200円 2,200円 6,600円
						ル ム 1,000円を超 え 2,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	午前 午後 夜間 全日	3,300円 3,300円 3,300円 9,900円
						2,000円を超 え 3,000円以 下の入場料等 を徴収する場 合	午前 午後 夜間 全日	4,950円 4,950円 4,950円 14,850円
						3,000円を超 える入場料等 を徴収する場 合	午前 午後 夜間 全日	5,500円 5,500円 5,500円 16,500円
	[略]					[略]		
	[略]					[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第163号及び第182号から第187号の3までの改正規定、同項第194号の7を同項第194号の9とし、同項第194号の2から第194号の6までを2号ずつ繰り下げ、同項第194号の次に2号を加える改正規定、同条例別表第2の163の項及び182の項から184の項までの改正規定、同表中194の7の項を194の9の項とし、194の6の項を194の8の項とし、194の5の項を194の7の項とし、194の4の項を194の6の項とし、194の3の項を194の5の項とし、194の2の項を194の4の項とし、194の項の次に194の2の項及び194の3の項を加える改正規定並びに次項の規定 令和3年6月1日
  - (2) 第2条中使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第194号の2及び第194号の3の改正規定 令和3年8月1日
  - (3) 第2条中使用料及び手数料徴収条例別表第1の改正規定 令和3年10月1日

(経過措置)

- 2 令和3年6月1日前に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による営業の許可を受けている者若しくは食品等取扱条例を廃止する条例(令和3年宮崎県条例第12号)による廃止前の食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)第3条第1項の規定による営業等の登録を受けている者であって、令和3年度中にその有効期間が満了するもの又は令和3年6月1日前にこの条例第1条の規定による改正後

の使用料及び手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 2 の 163 の項の液卵製造業に当たる営業を行っている者が同年度中に一部改正法第 2 条の規定による改正後の食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による同種の営業の許可の申請を行う場合における改正後の条例別表第 2 の 163 の項の適用については、同項中「 9,600 円」及び「10,200 円」とあるのは「 8,600 円」と、「17,000 円」とあるのは「12,800 円」（菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業及び漬物製造業にあっては「12,100 円」と、「23,000 円」とあるのは「18,300 円」と、「25,500 円」とあるのは「21,000 円」とする。